

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 (平成26年達示第59号)</p> <p>(前 略) (受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。以下「通報等」という。）に対応するため、<u>研究推進部</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2 受付窓口の教職員は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。</p> <p>3 受付窓口の教職員は、通報等を受ける際は、当該通報等の内容等について、受付窓口の担当教職員以外が見聞できないよう、通報等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学組換えDNA実験安全管理規程 (昭和54年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(3) (略) (4) <u>施設部長</u> (5) } (略) 2・3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程 (平成25年達示第46号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び<u>研究推進部研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。）<u>（以下「通報等」という。）</u>に対応するため、<u>公正調査監査室</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>第5条 } (同 左) (1)～(3) } (4) <u>研究推進部長</u> (5) } (同 左) 2・3 }</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び研究推進部において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>